

令和 8 年 第 2 回

# 八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

## 目 次

議案第 1 号	八千代市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について	3 頁
議案第 3 号	八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13 頁
議案第 4 号	八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	14 頁
議案第 5 号	八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	15 頁
議案第 6 号	八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	23 頁
議案第 7 号	八千代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	29 頁
議案第 8 号	八千代市記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について	31 頁
議案第 9 号	令和 8 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）	32 頁
議案第 10 号	専決処分の承認を求めることについて （八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について）	33 頁
議案第 11 号	専決処分の承認を求めることについて （令和 8 年度八千代市一般会計補正予算（第 1 号））	36 頁
議案第 12 号	契約の締結について （八千代市清掃センター粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事）	37 頁
議案第 13 号	契約の締結について （旧八千代市少年自然の家解体工事）	38 頁
議案第 14 号	議決事件の一部変更について （南部近隣公園整備工事）	39 頁
議案第 15 号	財産の取得について （災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ－B型・1500L水槽付））	40 頁
議案第 16 号	路線の認定について	41 頁
議案第 17 号	農業委員会委員の任命について	42 頁
議案第 18 号	農業委員会委員の任命について	43 頁
議案第 19 号	農業委員会委員の任命について	44 頁
議案第 20 号	農業委員会委員の任命について	45 頁
議案第 21 号	農業委員会委員の任命について	46 頁

議案第 22 号	農業委員会委員の任命について	47 頁
議案第 23 号	農業委員会委員の任命について	48 頁
議案第 24 号	農業委員会委員の任命について	49 頁
議案第 25 号	農業委員会委員の任命について	50 頁
議案第 26 号	農業委員会委員の任命について	51 頁
議案第 27 号	農業委員会委員の任命について	52 頁
議案第 28 号	農業委員会委員の任命について	53 頁
議案第 29 号	農業委員会委員の任命について	54 頁
議案第 30 号	農業委員会委員の任命について	55 頁
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	56 頁

## 議案第 1 号

八千代市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

### 八千代市行政手続条例の一部を改正する条例

八千代市行政手続条例（平成 9 年八千代市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八千代市行政手続条例第 15 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

#### 提案理由

行政手続法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

## 議案第 2 号

八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和 2 9 年八千代市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 3 4 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き，」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め，「。次条第 1 項において同じ」を削り，同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は，公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次項各号に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を經由して，市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提

出しなければならない者

- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障

害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「, 家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第18条の3第1項」を「, 附則第18条の2の3第1項又は附則第18条の3第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「, 附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条

第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条中第14項を第11項とし、第15項を第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、

障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかを別

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第18条の2第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第18条の2の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び

第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の3第1項の規定による市

民税の所得割の額」とする。

附則第18条の3第2項第2号中「，附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第18条の4第2項第2号及び第5項第2号並びに第18条の5第2項第2号及び第5項第2号中「，第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附則第18条の10の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め，同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に，「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場，音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め，同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第22条の2中「第9項，第13項，第17項，第19項，第24項，第27項，第31項，第33項若しくは第44項」を「第8項，第12項，第16項，第18項，第23項，第26項，第30項，第32項若しくは第43項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は，公布の日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書，第36条の3の2及び第36条の3の3

の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。），附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第18条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の八千代市税条例（以下「新条例」という。）

第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の八千代市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の八千代市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項

に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み, 当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 6 項に規定する認定住宅等(同条第 1 8 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 1 8 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し, 市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 2 0 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 2 0 項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 1 0 項に規定する認定住宅等(同条第 2 1 項の規定により同条第 1 0 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 2 1 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には, なお従前の例による。

3 前条第 4 号に掲げる規定による改正後の八千代市税条例附則第 7 条の 4 の規定は, 同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第 5 項において「4 号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し, 4 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については, なお従前の例による。

4 新条例附則第 1 7 条の 2 第 4 項の規定は, 市民税の所得割の納税義務者が前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 1 7 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第 1 8 条の 2 の 3 の規定は, 4 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き, 新条例の規定中固定資産税に関する部

分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 6 3 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。次項及び次条第 2 項において「旧法」という。）附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に旧法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、新条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に旧法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

### 議案第 3 号

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 3 年八千代市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

## 議案第 4 号

八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例の一部を改正する条例

八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例（令和 6 年八千代市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項第 3 号中「2 年 6 月」を「3 年 1 月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

一部の施行期日を定める範囲を変更するため、条例を改正いたしたい。

## 議案第 5 号

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年八千代市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 53 条」を「一第 53 条」に改める。

第 2 条第 6 号中「小規模保育事業」を「満 3 歳未満等小規模保育事業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条第 11 号の次に次の 3 号を加える。

(1)の 2 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(1)の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(1)の 4 保育認定子ども 法第 29 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 7 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を

「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第8条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第10条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第14条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第21条第7号中「及び第3項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第3項に規定する選考の方法」を加える。

第23条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第26条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「中「教育・保育給付認定子ども」を「中「教育認定子ども」に、「教育・保

育給付認定子ども（」を「教育認定子ども（」に，「「除く」を「「満3歳以上保育認定子ども」に，「除き，特別利用保育」を「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育」に改め，「を含む」の次に「。）」を加える。

第37条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め，同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に，「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め，同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に，「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に，「中「教育・保育給付認定子ども」を「中「教育認定子ども」に，「教育・保育給付認定子ども（」を「教育認定子ども（」に，「「を除く」を「「満3歳以上保育認定子ども」に，「「及び」を「「満3歳以上保育認定子ども（」に改め，「者を除く」の次に「。）」を加える。

第38条第1項中「第29条」，「第32条」及び「第34条」を「第28条」に改め，同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は，次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ，当該地域型保育事業を行う事業所ごとに，当該各号に定める利用定員を，満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業，満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業  
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第38条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は，

満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第40条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第44条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項の選考方法」を「前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第41条第2項及び第42条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第43条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」を、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第47条第7号中「第40条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「選考方法」を「選考の方法」に改める。

第48条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第49条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第50条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第51条中「中「教育・保育給付認定子ども」の次に「について」を加え、「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「）」の次に「について」を加え、「第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第15条第1項」に、「と読み替える」を「と、第26条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第52条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付する。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第53条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第53条第3項」を加え、「本章（第41条第2項を除く。次条第3項）を「この章

(第38条第3項, 第40条第3項及び第41条第2項を除き, 前条において準用する第9条, 第10条, 第12条, 第13条, 第15条, 第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。第53条第3項)に改め, 「この章」の次に「(第44条第1項を除く。)」を加え, 「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項)」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き, 第53条第1項)」に, 「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に, 「同条第3号」を「法第19条第3号」に改め, 「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」」を加え, 「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め, 同条の次に次の1条を加える。

第52条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には, 法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が, 前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には, 当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が, 第38条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が, 第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には, 特定地域型保育には特別利用地域型保育を, 地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を, それぞれ含むものとして, この章(第38条第2項, 第40条第2項及び第41条第2項を除き, 第51条において準用する第9条, 第10条, 第12条, 第13条, 第15条, 第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。)の規定を適用する。この場合において, 第40条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と, 「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と, 「同号」とあるのは「法第19条第2

号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第53条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「本章」を「この章」に改め、「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」を加える。

附則第5項中「特定地域型保育事業者（）」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

#### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 6 号

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等  
の一部を改正する条例の制定について

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一  
部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等  
の一部を改正する条例

(八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部改正)

第 1 条 八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 2 6 年八千代市条例第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又は第 1 2 項第 2 号」を「若しくは第 1 2 項第 2 号」に改め、  
「場合」の次に「又は同条第 1 0 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする  
児童であつて満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第 7 条第 1 項中「事項」の次に「(法第 6 条の 3 第 1 0 項第 3 号に掲げる  
事業(以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以  
下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあつては、第 1 号及び  
第 2 号に掲げる事項)」を加え、同項第 3 号中「当該家庭的保育事業者等」  
の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項にお  
いて同じ。)」を加え、同条第 7 項中「のものに限る。)」の次に「又は満  
3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第 1 4 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 1 4 条 家庭的保育事業者等は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用す  
る法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校

設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第7項又は第8項の規定により保育士とみな

される者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実

施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。第48条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。第49条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」」を削る。

附則第3項中「家庭的保育事業者等(」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6項中「家庭的保育事業等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

附則第9項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者」を「認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域

に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」に改め、「第30条第3項」及び「第45条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数」に改める。

（八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年八千代市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第1条中第14条の改正規定は令和8年12月25日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条

第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

## 議案第 7 号

八千代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年八千代市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 4 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，条例を改正いたしたい。

## 議案第 8 号

八千代市記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について  
八千代市記号式投票に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市記号式投票に関する条例を廃止する条例  
八千代市記号式投票に関する条例（平成 1 8 年八千代市条例第 3 1 号）は、  
廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された八千代市長選挙の  
投票の方法については、なお従前の例による。

提案理由

八千代市長選挙における記号式投票を廃止するため、条例を廃止いたしたい。

議案第9号 令和8年度八千代市一般会計補正予算（第2号）

議案第 10 号

専決処分の承認を求めることについて

八千代市税条例の一部を改正する条例について特に緊急を要するものと認め、次のとおり専決処分したので承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 31 日専決

八千代市長 服 部 友 則

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和 29 年八千代市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「，第 81 条の 7 第 1 項」を削り，同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 7 第 1 項の申告書，」を削る。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は，軽自動車等に対し，その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り，同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に，「，第 1 項」を「，前項」に，「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め，同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め，同項を同条第 2 項とする。

第 81 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には，買主を軽自動車等の所有者とみなして，軽自動車税を課する。

第 8 1 条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 8 1 条の 3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 1 条の 4 から第 8 1 条の 9 までを削る。

第 8 2 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 3 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 5 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 7 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改める。

第 8 8 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 9 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 9 0 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 9 1 条第 2 項中「第 8 0 条第 3 項ただし書」を「第 8 0 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 1 5 条の 3 から第 1 5 条の 7 までを削る。

附則第 1 6 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 4 4 4 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 1 6 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3

項中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の八千代市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(八千代市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 八千代市税条例等の一部を改正する条例（平成26年八千代市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、専決処分したので、承認を求めたい。

議案第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年度八千代市一般会計補正予算（第 1 号）について特に緊急を要する  
ものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

## 議案第12号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和8年6月2日提出

八千代市長 服部友則

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約事項   | 八千代市清掃センター粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事                |
| 2 契約方法   | 一般競争入札                                     |
| 3 契約金額   | 2,475,000,000円                             |
| 4 契約の相手方 | 東京都港区海岸一丁目14番5号<br>川崎重工業株式会社<br>代表取締役 橋本康彦 |

### 提案理由

八千代市清掃センター粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事について、川崎重工業株式会社と契約を締結いたしたい。

議案第13号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和8年6月2日提出

八千代市長 服部友則

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約事項   | 旧八千代市少年自然の家解体工事                               |
| 2 契約方法   | 一般競争入札  |
| 3 契約金額   | 539,000,000円                                  |
| 4 契約の相手方 | 八千代市大和田新田920番地12<br>万葉建設株式会社<br>代表取締役 佐々木 俊 一 |

提案理由

旧八千代市少年自然の家解体工事について、万葉建設株式会社と契約を締結いたしたい。

## 議案第14号

### 議決事件の一部変更について

令和7年7月4日に議決された議案第6号契約の締結について（南部近隣公園整備工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和8年6月2日提出

八千代市長 服部友則

### 記

#### 契約金額

変更前 255,200,000円

変更後 254,555,400円

#### 提案理由

工事の施工に伴う設計変更に基づき，南部近隣公園整備工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第15号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和8年6月2日提出

八千代市長 服部友則

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類  | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ－B型・1500L水槽付）                         |
| 2 | 取得方法   | 一般競争入札  |
| 3 | 取得金額   | 84,700,000円   |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号<br>三田ベルジュビル19階<br>株式会社モリタ 東京支店<br>支店長 岡本直彦 |

提案理由

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ－B型・1500L水槽付）を、株式会社モリタ東京支店から取得いたしたい。

議案第16号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和8年6月2日提出

八千代市長 服部友則

記

整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
220137	高津 144号線	高津字西 678番8	高津字西海道 708番2		
300582	萱田 115号線	萱田字上ノ台 2119番4	萱田字上ノ台 2032番44		

提案理由

開発行為により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。

議案第 17 号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 安 原 利 幸

住 所 千葉県八千代市吉橋

提案理由

令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第18号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 間野 恵一

住所 千葉県印西市岩戸

提案理由

令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第19号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 稲垣哲也

住所 千葉県八千代市八千代台南

提案理由

令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第20号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 黒崎玲子

住所 千葉県八千代市下高野

提案理由

令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 21 号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 鈴木 美 登

住 所 千葉県八千代市大和田新田

提案理由

令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 22 号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 今 井 茂

住 所 千葉県八千代市保品

提案理由

令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 23 号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 仲 村 秀 一

住 所 千葉県八千代市米本

提案理由

令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 24 号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 宮 崎 健

住 所 千葉県八千代市村上

提案理由

令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 25 号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 志 田 啓 佑

住 所 千葉県八千代市米本

提案理由

令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第26号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 市川善美

住所 千葉県八千代市佐山

提案理由

令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 27 号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 古 池 正 二

住 所 千葉県八千代市島田

提案理由

令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 28 号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 佐 藤 孝 之

住 所 千葉県八千代市島田台

提案理由

令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 29 号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 周 郷 崇

住 所 千葉県八千代市麦丸

提案理由

令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第30号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 花島 淳

住所 千葉県八千代市萱田

提案理由

令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年6月2日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 塩田恭子  
住所 千葉県八千代市八千代台北